

三重県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する規則

平成19年2月1日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、三重県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第9号）に規定する職員の再任用の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則、法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(発令の方法)

第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に発令の内容を明示した書面を交付しなければならない。ただし、第4号に該当する場合において、当該書面の交付によらないことが適当と認められるときは、当該書面に代わる文書の交付その他適当な方法をもってこれに代えることができる。

(1) 再任用を行う場合

(2) 再任用の任期を更新する場合

(3) 再任用をされた職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合

(4) 再任用の任期満了により職員が当然退職する場合

(報告)

第4条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度における再任用及び再任用の任期の更新の状況を広域連合長に報告しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、職員の再任用の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。